

氏名（本籍）	松本 和剛（京都府）		
学位の種類	博士（社会福祉学）		
学位番号	甲第94号		
学位授与の日付	2026年3月20日		
学位授与の要件	学位規則第5条第1項の規定該当		
学位論文題目	日本の「親ばなれ子ばなれ」プロセスにおける関係的自律形成の理論的・実証的研究 —知的障害者支援における包括的セクシュアリティ教育の媒介的機能に着目して—		
研究審査委員	主査	木全 和巳	日本福祉大学 教授
	副査	湯原 悦子	日本福祉大学 教授
	〃	川島 ゆり子	日本福祉大学 教授
	学外審査委員	児嶋 芳郎	立正大学 社会福祉学部 教授

論文内容の要旨

序 章 問題意識と研究の枠組み

本研究は、軽度知的障害のある本人と親の関係性において、「自立」が経済的・物理的独立へと過度に還元され、関係性の再編や意思形成の学習プロセスが十分に検討されてこなかったという課題意識に立脚する。研究目的は、「親ばなれ子ばなれ」を関係変容プロセスとして理論化し、恋愛・親密性・意思形成に関わる包括的セクシュアリティ教育（CSE）が親子・支援関係の再編にいかなる役割を持ちうるかを理論的に検討し、実証的に明らかにすることである。方法は、発達保障論・ケア論を中核に、家族社会学および Foucault 権力論を補助的に援用し、理論検討と実証分析を往還させる。これにより、「自律」を関係の中で生成される社会的プロセスとして再定位する理論枠組みの構築を目指している。なお、総頁数は265頁、図表27点、引用参考文献は230点であった。

第I部 理論編：関係的自律としての「親ばなれ子ばなれ」概念の理論的再構成

第1章 自立概念に内在する管理性と親子関係の固定化—関係的自律の必要性の検討—

本章の目的は、日本の障害福祉領域において用いられてきた「自立」概念に内在する管理性を、体系的文献検討に基づいて抽出することである。あわせて、支援実践をめぐる学術論文記述に内在する統制／目標化の論理に着目し、従来の自立モデルでは親子関係の変容プロセスを十分に説明できない構造的課題を明らかにしている。方法として、国内査読論文を対象とするスコーピングレビューを行い、63の焦点コード、23のサブカテゴリー、8つのカテゴリーを導出した。分析の結果、親の介入構造、文化的規範、制度的配置が親子関係を固定化し、恋愛・親密性をめぐる学習機会の未整備が、関係回路の停滞と結びつく構造が示唆された。考察では、Foucault 権力論および家族社会学を補助的に援用し、支援が同時に支配として作用する二重性を整理した。以上より、本章は、「親ばなれ子ばなれ」を関係的自律の生成プロセスとして捉える必要性を提起するとともに、その理論的構造化は次章の課題とした。

第2章 関係的自律の理論的枠組みの再構成 — 発達保障論・ケア論・支配構造論・家族社会学の統合的検討 —

本章の目的は、第 1 章で示唆された理論的課題に応答し、「親ばなれ子ばなれ」を関係的自律の生成プロセスとして説明可能とする理論枠組みを構築することである。方法として、発達保障論を理論的基盤とし、ケア論の応答性、Foucault 権力論の限定的援用、家族社会学の文化規範分析を統合した理論再構成を行った。結果として、自律は個人の能力獲得に還元される属性ではなく、関係性・規範・制度条件の再編を通じて生成される社会的プロセスとして理論的に整理された。考察では、支援が同時に支配として作用しうる両義的構造を組み込んだ説明枠を整理した。以上より、本章は〈関係編成型自律〉という本研究の中核理論枠組みの構築を試みている。

第 3 章 「親ばなれ子ばなれ」プロセスに内在する支援＝支配構造の可視化

本章は、「親ばなれ子ばなれ」プロセスに内在する〈支援＝支配〉構造を可視化し、関係変容の理論モデルを概念的に構成することを目的とする。方法として、Rodgers の概念分析枠組みに基づき、先行要件－属性－帰結の三層構造から支援関係の構造的再編プロセスを整理した。分析の結果、親の善意的介入や制度的規範は、本人の意思決定を支える一方で、選択肢を枠づける支配的作用を併せ持つことが示唆された。考察では、Foucault の権力論を補助的に援用し、支援と支配が関係の網の目の中で再配分される循環的再編プロセスとして「親ばなれ子ばなれ」を理論化した。以上より本章は、「親ばなれ子ばなれ」を生活構造・関係構造・主体形成を同時に再編する関係再編モデルとして整理し、第 II 部の実証分析の理論的基盤を提示している。

第 4 章 包括的セクシュアリティ教育を媒介とした関係的自律形成としての恋愛と「親ばなれ子ばなれ」

本章は、「親ばなれ子ばなれ」プロセスを、恋愛と包括的セクシュアリティ教育（CSE）を媒介とした関係的自律形成のプロセスとして再理論化することを目的とする。CSE を、関係・境界・同意・ジェンダー・権利等を体系的に学習する社会的学習装置として位置づけ、親子・支援関係に内在する支援＝支配構造の再編可能性を理論的に検討した。さらに、知的障害者における恋愛経験を、自己決定と主体性を学習する関係的实践圏として捉え、家族規範や制度的制約が恋愛実践を停滞させる構造と、それを再編する CSE の媒介的機能および制度的限界を整理し、第 II 部の実証分析における分析視角の理論的基盤を提示している。

第 II 部 実証編：包括的セクシュアリティ教育を媒介とした関係的自律形成としての「親ばなれ子ばなれ」プロセスの実証的研究

第 5 章 恋愛経験を契機とした「親ばなれ子ばなれ」プロセスの変容

本章では、軽度知的障害のある当事者の恋愛経験を契機として、親子関係に内在していた「支援＝支配」構造がいかに揺らぎ、再編されていくのかを実証的に検討した。エピソード記述法を用い、診断受容、思春期、進路選択、恋愛、就労移行という生活プロセスにおける親子双方の語りを分析し、親の過保護的関与の緩和と、当事者の自己決定および感情の自律化が相互に連動して進行する循環的変容プロセスを明らかにした。さらに、支援者の介入や制度的条件が、この循環の進行を促進・制約する媒介要因として作用する構造を図式化した。これにより、「親ばなれ子ばなれ」は単なる生活移行や心理的分離の達成ではなく、恋愛や進路といった関係的出来事を媒介として、親子双方の承認構造と当事者の主体性が再編され続ける社会的学習プロセスであることが示唆されている。

第6章 包括的セクシュアリティ教育が「親ばなれ子ばなれ」に及ぼす効果と限界

本章は、包括的セクシュアリティ教育（CSE）が、知的障害のある本人の恋愛経験を媒介として「親ばなれ子ばなれ」プロセスに及ぼす効果と限界を実証的に検討した。本人の語りから、恋愛は関係的自律および社会的承認の形成に関与する実践として位置づけられる一方で、学習機会の不足や社会的スティグマの内面化により不安定さを伴うことが示唆された。親の語りには、保護と承認の二重性、不安と希望の交錯、役割再編という三層構造が確認され、恋愛が親子関係の再編を駆動する契機として機能していることが明らかとなった。さらに、仲間・支援者の媒介が、親子二者関係を相対化し、関係的自律の形成を促す重要な要因であることが示唆された。他方で、場の制約、文化的抵抗、理念と制度のねじれといった構造的限界も明らかとなり、CSEの制度化と専門的担い手育成の必要性が理論的に導かれている。

第7章 「親ばなれ子ばなれ」プロセスを支える支援者と制度的条件—制約と資源の両義性

本章は、「親ばなれ子ばなれ」プロセスにおいて、支援者のまなざしおよび制度的条件が、本人の意思決定実践にどのように関与しているかを明らかにすることを目的とした。方法として、逐語記録を基に、家族社会学の規範分析、ケア論の関係倫理、権力論の制約構造の視点を援用し、Rodgersの概念分析枠組みを参照して整理を行った。分析の結果、CSEに基づく関係調整実践は、発達保障論が想定する「社会的に保障される発達プロセス」を、支援者・親・制度との相互作用の中で具体化する媒介として機能していた。一方で、支援および制度は、本人の意思決定を支える条件となると同時に、その実践を規定・制限する側面も併せ持つことが確認された。以上より、本章は、「親ばなれ子ばなれ」を、個人の自立ではなく、ケア・権力・家族規範・制度条件が交錯する関係的再編プロセスとして位置づけられている。

第8章 本研究の統合的考察—関係的自律としての「親ばなれ子ばなれ」再定義—

本章の目的は、本研究で得られた実証的知見を理論的に統合し、「親ばなれ子ばなれ」を関係的自律の生成プロセスとして再定義することである。方法として、第5～7章の質的分析結果を、発達保障論・ケア論・権力論・家族社会学および包括的セクシュアリティ教育（CSE）と照合し、Rodgersの概念分析枠組みに基づいて理論統合を行った。結果として、自律は個人の能力属性ではなく、承認・距離調整・応答的関与を通じて関係が再編され続ける循環のプロセスとして整理された。考察では、CSEが関係再編の媒介として機能し得る点と、支援＝支配の両義性を内包する支援構造の再設計可能性が示唆された。以上より、本研究は〈関係編成型自律〉という理論枠組みを提示し、「自立＝分離」モデルを相対化する視座を提供している。

終章 総括と今後の展望

本研究は、軽度知的障害のある本人と親の関係性をめぐる「親ばなれ子ばなれ」プロセスを、本論で提示した関係編成型自律モデルの射程に即して総括し、関係性が再編され続けることによって関係的自律が生成される循環のプロセスとして位置づけ直した。恋愛経験・教育実践・支援者関与・制度的条件に関する質的分析を基に、発達保障論・ケア論・権力論・家族社会学およびCSEを再構成の視点から照合・再整理し、関係編成型自律モデルの理論的射程を構造化した。その結果、本人の意思決定、親の承認変容、支援実践の調整、制度条件の資源化が相互に連動する関係再編プロセスが示唆された。本研究は、発達保障論・ケア論を中核としつつ、Foucaultの権力論を補助理論として位置づ

け、家族社会的視角および制度的条件の検討を媒介として、関係的自律の分析枠組みを提示した点に意義があり、今後は文化的条件や制度化プロセスの比較的検討を通じた理論精緻化が課題であると述べられた。

論文審査結果の要旨

1. 審査経過

2026年1月15日の大学院福祉社会開発研究科社会福祉学専攻会議において松本和剛氏の審査請求論文が受理され、木全和巳、湯原悦子、川島ゆり子の3名による審査委員会が設置された。また、学外審査委員に児嶋芳郎氏（立正大学 社会福祉学部社会福祉学科 教授）を学外審査委員とすることが決まった。学内審査委員は、それぞれに提出論文を精査したうえで2026年1月27日19:00より審査委員会を行い、本論文の概括的評価と論点について意見交換した。引き続き松本和剛氏への最終試験（口頭試問及び英語力審査）を実施した。終了後、最終試験の結果について審議するとともに、学外審査委員からの審査報告書（2026年1月30日付）を総合して協議のうえ、本論文は博士学位（社会福祉学）授与にふさわしいとの結論に達した。

2. 論文の評価

松本氏の論文は、「軽度知的障害のある子どもと親の関係性において、「自立」理解がいかなるかなる関係構造のもとで形成・制約されてきたのかを理論的・実証的に明らかにし、その関係性がいかに再構成されるのかを検討すること」を目的としている。この目的を達成するために、3つの問い（①軽度知的障害のある子どもと親との関係性は、どのような構造のもとで形成され、いかなる条件のもとで「親ばなれ子ばなれ」という関係変容プロセスが生じうるのか。②恋愛・親密性・性をめぐる学習や支援は、当事者の意思形成および親子関係の再構成にどのような影響を及ぼしうるのか。③包括的セクシュアリティ教育（CSE）は、これらの関係変容プロセスにおいて、どのような役割と限界を持ちうるのか。また、制度的支援や文化的規範といかなる緊張関係を形成しているのか）を設定し、第Ⅰ部（1～4章）では理論的整理、第Ⅱ部（5～8章）では実証的検討という具体的な作業を通して、軽度知的障害者支援における関係性再構成の理論的基盤を提示することを目指している。

本論文の評価すべき点として、以下を挙げることができる。

第1の評価点は、軽度知的障害のある本人と親の関係性をめぐる「親ばなれ子ばなれ」プロセスを、関係編成型自律モデルの射程に即して総括し、関係性が再編され続けることによって関係的自律が生成される循環的プロセスとして位置づけ直した点にある。この分野でのこうした知見はこれまで明らかにされてこなかった。従来の「自立」論から「関係的自律」論に発展させており、オリジナリティのある論文になっている。

第2の評価点は、恋愛経験・教育実践・支援者関与・制度的条件に関する質的分析を基に、発達保障論・ケア論・権力論・家族社会学を分析の理論的枠組みとしつつ、そこに教育・学習の視点であるCSEを位置づけ、再整理して、関係編成型自律モデルの理論的射程を構造化した点にある。従来、「親ばなれ—子ばなれ」の実践研究には、「学び合い」特に「セクシュアリティ」に関する「学び合い」の重要性を指摘する研究はこれまでなかった。

第3の評価点は、従来の研究は、聴き取りの対象も「親」や「支援者」を対象にしたものが多く、偏りがあった。氏の研究は、ここに本人の視点を位置付けて、三者関係を対象として研究を深化させ

ていったことである。

第4の評価点は、理論、実践実証、理論の再構成という循環統合モデルの方法を用いていることである。

一方、審査委員からは、本論文には次の課題があることも指摘された。一点目は、氏が内在批判的に検討した先達の先行研究者とその理論、具体的には、森口弘美氏、植戸貴子氏の理論的到達点の確認と松本氏による新たな知見の書き加えという記述が十分になされていないことである。二点目は、第2章 関係的自律の理論的枠組みの再構成 — 発達保障論・ケア論・支配構造論・家族社会学の統合的検討で確認されたCSEの位置づけと、第8章 本研究の統合的考察—関係的自律としての「親ばなれ子ばなれ」再定義—で確認されたCSEの位置づけにズレがあることである。第2章では、CSEは支える理論・実践と位置づけているが、第8章では、CSEが発達保障論・ケア論・支配構造論・家族社会学と並んで理論として扱われていることである。このようにCSEの理解と位置づけにはまだ不十分さが見られることである。

最後に、学外審査委員の児嶋芳郎氏からは、「障害者福祉分野においては、依然として『親なきあと』の問題が解消されず、加えて近年は『老障介護』の問題が顕在化・深刻化している。本博士学位請求論文が新たに示した理論は、これらの課題を解決するひとつの視点として貢献する可能性を感じるものである。また、性教育分野においては、学齢期に限定されてきた実践のライフステージの広がりを生じさせるとともに、知識伝達のみにも偏重されてきた側面を、『どう生きていくのか。周囲の人々とどういった関係を築き、どう自分らしく生きていくのか』という側面へと拡張していく視点を提起していることに、大きな可能性を内包している」と評価をされた。そして、「これまで明らかにされてこなかった『親ばなれ子ばなれ』に関する課題の解消に対して挑んだ新規性、的確な研究方法を用いた上で科学的な分析によって新たな事実を発見した点、社会問題の解決に向けた先駆的な提起、今後の研究の発展可能性という総合的な観点から、学位を授与されるに値する」との論文評価が得られたことを付しておく。

3. 最終試験（学力の確認）の結果

2026年1月27日、松本和剛氏の最終試験（口頭試問および英語力審査）を実施した。はじめ氏が事前に用意した説明用資料を配布し、第1次提出および公開発表会後に指摘を受けて修正した箇所（①論点の分散から理論軸の収斂化と全体構造の再編、②自立/自律の混在から関係的自律への収斂化、③CSEの理論の再定位など）とともに、本論文で独自に明らかにした点や研究の意義についての説明がなされた。続いて、前項で述べた課題を中心に、審査委員による試問を実施した。一つひとつの指摘に対して、本論文において到達できている部分と残された課題を整理した上で真摯に応答した。具体化するための新たな実践的、理論的な検討については、氏の今後の研究に期待することで審査委員会の意見は一致した。

最後に、学力の確認として英語力の審査を行った。本研究に関連する Tronto C.J. (2015) Who Cares? (Cornell Univ. Pr.) の一部を直前に配布し、指示した部分について、英文の読み上げとその日本語訳を求めたところ、適切に応答がなされた。

4. 結論

本審査委員会は、学位申請者松本和剛氏は日本福祉大学学位規則第12条により博士学位（社会福祉学）を受けるにふさわしい者と判断し、合格と判定する。以上